

平成 27 年 12 月 18 日
沖縄電力株式会社

「託送供給等約款」の認可について

当社は、本年 7 月 29 日、改正電気事業法^(※1) 附則第 9 条第 1 項の規定に従い、同法第 18 条第 1 項に規定された「託送供給等約款」を経済産業大臣に認可申請いたしました(平成 27 年 7 月 29 日発表済)、12 月 11 日に経済産業大臣より査定方針に基づく補正指示を受け、本日、申請内容を補正し、経済産業大臣から認可されました。

「託送供給等約款」の実施時期については、平成 28 年 4 月 1 日となります。

なお、「託送供給等約款」とは、新電力をはじめとする当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、現行の託送供給約款に、平成28年4月に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や審議会^(※2)における議論の内容を反映する見直しを行いました。

託送供給等約款の認可の概要は、別紙 1 のとおりです。

(※1) 「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年6月18日制定)

(※2) 審議会とは、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ、電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合など。

以 上

(添付資料)

別紙 1 「託送供給等約款 認可の概要」

別紙 2 「主要な料金単価表」

(関連資料 URL)

託送供給等約款認可申請書等の補正について

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_dl_151218_1.pdf

【別冊 1】 託送供給等約款認可申請補正書

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_dl_151218_2.pdf

【別冊 2】 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令に基づく事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項届出補正書

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_dl_151218_3.pdf

【別冊 3】 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書(補正)

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_dl_151218_4.pdf

託送供給等約款 認可の概要

1. 託送料金

経済産業省から示された査定方針に基づき申請内容を補正し、託送料金原価（平成 28～30 年度の年平均）は 535 億円となりました。

その結果、今回認可を受けた託送料金の 1kWh あたりの平均単価は、低圧で供給する場合は 9 円 93 銭、高圧で供給する場合は 5 円 20 銭、特別高圧で供給する場合は 3 円 01 銭となりました。

【認可を受けた託送料金原価（平成 28～30 年度の年平均）】

（単位：億円）

人 件 費	74
燃 料 費	119
修 繕 費	95
資 本 費	169
(減価償却費)	(132)
(事業報酬)	(38)
公 租 公 課	55
購入電力料	4
その他経費	109
控除収益	△90
託送料金原価（年平均）	535

（注 1）原価算定期間は平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間。

（注 2）四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある。

2. 供給条件

(1) 低圧・高圧向け託送料金の新設

これまで、低圧および高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金は設定されておりましたが、平成 28 年 4 月の電力小売全面自由化に伴い、低圧および高圧のお客さまも自由化対象となることから、新たに低圧および高圧向け託送料金を設定いたしました。

(2) 特別高圧向け託送料金の見直し

特別高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金についても、再設定いたしました。

(3) インバランス制度の見直し

需要側・発電側でそれぞれ需要計画・発電計画と実需要・発電量を一致させる計画値同時同量が導入されます。計画値同時同量が達成できない場合に生じる電気の過不足を送配電事業者が調整する際のインバランス供給について、その精算単価を卸電力取引所における市場価格とする等の見直しを行いました。

(4) 近接性評価割引制度の見直し

電力需要の多い地域に設置した発電設備を利用する場合で潮流改善効果が見込める場合は、当社の送電設備等の効率的利用に資すること等を評価して、託送料金を割引く「近接性評価割引制度」を設定しております。この割引制度についても、これまで割引対象外となっていた低圧および高圧電源の割引対象への追加等の見直しを行いました。

以 上

主要な料金単価表

1. 接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別			単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
				新単価	旧単価	
低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	40.71	—
			10Wまでをこえ20Wまで	1 灯	81.42	—
			20Wまでをこえ40Wまで	1 灯	162.84	—
			40Wまでをこえ60Wまで	1 灯	244.26	—
			60Wまでをこえ100Wまで	1 灯	407.10	—
		100Wをこえる100Wまでごとに	1 灯	407.10	—	
		小型 機器 料金	50VAまで	1 機器	121.60	—
			50VAをこえ100VAまで	1 機器	243.19	—
	100VAをこえる100VAまでごとに		1 機器	243.19	—	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本料金		1契約	232.20	—
		電力量料金		1kWh	9.84	—
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1契約	232.20	—
		電力量料金	昼間時間	1kWh	10.93	—
			夜間時間	1kWh	8.40	—
	電灯従量接続送電サービス(※1)			1kWh	13.64	—
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	707.40	—
			主開閉器契約	1kW	583.20	—
		電力量料金		1kWh	7.28	—
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	707.40	—	
		主開閉器契約	1kW	583.20	—	
	電力量料金	昼間時間	1kWh	8.07	—	
		夜間時間	1kWh	6.22	—	
動力従量接続送電サービス(※1)			1kWh	18.88	—	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	480.60	—
		電力量料金		1kWh	4.07	—
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	480.60	—
		電力量料金	昼間時間	1kWh	4.50	—
			夜間時間	1kWh	3.52	—
	高圧従量接続送電サービス(※1)			1kWh	11.94	—
ピークシフト割引(※2)			1kW	410.40	—	
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	329.40	403.92
		電力量料金		1kWh	2.72	1.59
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	329.40	403.92
		電力量料金	昼間時間	1kWh	2.99	1.75
			夜間時間	1kWh	2.37	1.37
	特別高圧従量接続送電サービス(※1)			1kWh	8.12	8.21
ピークシフト割引(※2)			1kW	280.80	343.44	

(※1) 自己等への電気の供給(自己託送)を希望されるときに適用します。

(※2) ピークシフト割引は、高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときに適用します。

2. 臨時接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
			新単価	旧単価	
低圧	電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日	3.60	—
		50VAをこえ100VAまで	1日	7.19	—
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	7.19	—
		500VAをこえ1kVAまで	1日	71.92	—
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	71.92	—
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電 サービスの料金を 10%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日	99.59	—
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの	特別高圧標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh	—	—

・臨時接続送電サービスは、契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

3. 予備送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
			新単価	旧単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	51.84	—
	予備送電サービスB	1kW	78.84	—
特別 高圧	予備送電サービスA	1kW	55.08	64.80
	予備送電サービスB	1kW	79.92	88.56

・予備送電サービスは、契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

○予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

○予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合、または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

4. 近接性評価割引

(単位:円)

	単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
		新単価	旧単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	0.43	(特別高圧) 0.14
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ60,000V以下の場合	1kWh	0.35	
受電電圧が標準電圧60,000Vをこえる場合	1kWh	0.17	

・近接性評価地域に立地する発電所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。